

卒業の認定に関する方針

学 則

第4章 教育課程及び単位の認定等

(授業科目、単位及び時間数)

第10条 学校における授業科目、単位数及び時間数は<別表：1 授業科目、単位数及び時間数>の定めるとおりとする。

第6章 卒 業

(卒業の認定)

第28条 学校長は、<別表：1 授業科目、単位数及び時間数>に規定する単位数を修得し、かつ、出席した日数が出席すべき日数の3分の2以上である学生に対し、運営会議の議を経て卒業を認定する。

(卒業証書の授与、専門士の称号の授与)

第29条 学校長は、卒業の認定をした学生に対し、<別表：2 卒業証書及び専門士の称号>を授与する。

履修及び成績評価に関する規程

(卒業の認定)

第14条 学校長は、学則第28条により運営会議において卒業の認定を行う。

<別表：1 授業科目、単位数及び時間数>

科 目 名		単位数	時間数
基礎分野	哲学	1	30
	論理学	1	30
	統計学	1	30
	情報科学	1	15
	教育学	1	30
	倫理学	1	20
	社会学	1	30
	英語	1	30
	人間関係論	1	30
小計	9	245	
専門基礎分野	解剖生理学 1	1	20
	解剖生理学 2	1	30
	代謝栄養学	1	30
	病態生理学	1	30
	微生物・感染症	1	30
	疾病と治療 1	1	30
	疾病と治療 2	1	30
	疾病と治療 3	1	30
	治療論	1	30
	薬理学	1	30
	総合医療論	1	15
	公衆衛生	1	15
	社会福祉	1	30
	関係法規	1	15
小計	14	365	
専門分野Ⅰ	基礎看護学		
	看護概論	1	30
	基礎看護技術1	1	30
	基礎看護技術2	1	30
	基礎看護技術3	1	15
	基礎看護技術4	1	30
	基礎看護技術5	1	30
	臨床看護総論	1	30
	臨地実習		
	基礎看護学実習	2	90
小計	9	285	
専門分野Ⅱ	成人看護学		
	成人看護学総論	1	30
	成人看護学援助論1	1	30
	成人看護学援助論2	1	30
	老年看護学		
	老年看護学総論	1	30
	老年看護学援助論1	1	30
	老年看護学援助論2	1	30
	小児看護学		
	小児看護学総論	1	30
	小児看護学援助論1	1	30
	小児看護学援助論2	1	30
	母性看護学		
	母性看護学総論	1	30
	母性看護学援助論1	1	30
	母性看護学援助論2	1	30
	精神看護学		
	精神看護学総論	1	30
	精神看護学援助論1	1	30
	精神看護学援助論2	1	30
	臨地実習		
	成人看護学実習	2	90
	老年看護学実習	2	90
	小児看護学実習	2	90
	母性看護学実習	2	90
精神看護学実習	2	90	
小計	25	900	
総合分野	在宅看護論		
	在宅看護論総論	1	30
	在宅看護論援助論1	1	30
	在宅看護論援助論2	1	30
	看護の統合と実践		
	看護研究	1	30
	看護管理	1	30
	医療安全	1	30
	技術の統合	1	30
	臨地実習		
	在宅看護論実習	2	90
	看護の統合と実践実習	2	90
	小計	11	390
合計	68	2,185	

※ 卒業に必要な単位数は合計単位数と同じ

<別表：2 卒業証書及び専門士の称号>

北斗会 看護専門 学校之印	契 印	第 号
卒 業 証 書		
氏 名 年 月 日 生		
あなたは本校で看護専門課程看護学科 (2年課程)を修めその業をおえたので 卒業証書を授与し、あわせて文部科学大臣告示に より専門士(医療専門課程)と称することを認める		
年 月 日		
北斗会看護専門学校 学校長 氏 名 印		